

質問者	質問内容	回答
社会福祉法人明正会	名称変更について、名称を変更することと組織力の強化について具体的な行動指針は示されておられません。名称を変更し、どのように組織力を強化されるのか提言をはじめ発信力が強化されるのかお示し頂きたい。	「24時間在宅ケア研究会」の名称では、具体的に何をしている団体かわからないという意見もあり、実際に入会を躊躇する法人もいらっしゃいました。 名称を「全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会」に変更することで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所団体であることをわかりやすく周知し、定期巡回に興味のある法人へ当法人の入会を促進し、組織
社会福祉法人明正会	理事定員について、増員する理由が組織力強化等となっておりますが、増員と組織力強化の関係が不明確です。必要性についてお示し頂きたい。	社員を代表する理事を増やすことで、多様な背景にもとづく活発な意見交換や活動が行われ、国や都道府県、保険者への新たな提言や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及促進等をしていきたいと考えております。また、組織力を強化するとともに活性化し、地域での活動も積極的に取り組みたいと考えています。
社会福祉法人明正会	会費について、1事業所から1社員との表記の変更とありますが、社員という表記は、名称変更後の協議会名称としては会員が適切だと思うがなぜ社員表記なのかお示し頂きたい。	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の定めにより、当法人に入会いただいた法人は、定款上「社員」と表記させていただいています為、統一いたしました。
社会福祉法人射水万葉会	議案第5号 会費に関する規定の追加  1.タイトルは追加となっておりますが、文面には「これを削除し、・・・」「1事業所あたり」としていたところ、「1社員あたり」に変更させていただきます。 と削除、変更の表記になっております。追加ではなく、今までの基準は無くなり、新たに今回の基準に変わる。という認識でよろしいでしょうか。  2. 基準が変更がされた場合、今現在会員となっている場合は何か変更が生じるのでしょうか 法人の代表者名で入会または職員個人で入会？ セミナーや研修を受ける際に会員の1社員のみ参加可能で会員以外は参加不可、別料金などになるのでしょうか？	会費について「細則」を削除し、「規程」を新規に追加するという意味になります。 細則からの変更点として、新規加盟金及び年会費について、「1事業所あたり」を「1社員あたり」に変更したいと考えておりますが、この「社員」という表現は、定款上の「社員」のことであり、「法人」と置き換えてお考えください。 現在も1法人で複数事業所を運営している場合は、新規加盟金及び年会費を事業所単位ではなく法人単位で徴収しており、実態に即した変更となります。 なお、当法人には法人でも個人でも入会いただけますが、法人で入会いただく場合は、申込書に代表者様と担当者様の氏名・連絡先等を頂戴しております。 セミナー・研修の料金・制限については、都度設定しておりますが、当法人の社員である法人に所属するスタッフの方々は、原則無料で参加できるようにしたいと考えております。
株式会社みらいさい福祉会	社員単位の社員とは、社団の構成員あるいは株主（法人）単位をさすのか、あるいは従業員やスタッフという意味で法人に属した個人単位という考え方、あるいは別の考え方かご教示下さい。	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の定めにより、当法人に入会いただいた法人は、定款上「社員」と表記させていただいております。
株式会社ピリーブケアサポート	【会費に関する規定】 (会費)第2条 (2)会費 1社員あたり年会費24,000円(月会費2,000円・税込)の1回払とする  ここにございます「1社員あたり」の解釈についてですが、「法人より代表者1名」で良いのでしょうか、若しくは「事業所内の	同上の回答となります。